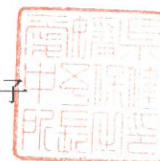


産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市南高井町1337番地2
氏名 ABC開発株式会社
代表取締役 西口 泰宏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 2年 3月25日
令和 7年 3月24日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕処分：「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類
以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設（令第7条第8号の2）

1式

設置場所：東温市山之内字古屋甲1388番1、甲1388番2、甲1388番3、甲1387番2

設置年月日：令和 2年 1月20日

許可年月日：令和 元年 9月25日

許可番号：元中局環第992-1号

処理能力：がれき類 301.6t/日

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」 214.4t/日

(2) 保管場所

1箇所

設置場所：東温市山之内字古屋甲1388番1、甲1388番2、甲1388番3、甲1387番2

保管面積：①253.46㎡、②107.5㎡、③26.93㎡

保管容量：①394.29㎡、②138.81㎡、③23.77㎡

積み上げ高さ：①3.32m、②2.48m、③1.3m

保管する産業廃棄物の種類：①がれき類 以上1種類、②がれき類 以上1種類、
③「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」 以上1種類

(裏面に続く)

(裏 面)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 3月25日 (当 初 許 可)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無